

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
 ○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;">牛伝染性鼻気管炎診断用蛍光抗体</p> <p>牛伝染性鼻気管炎ウイルス免疫抗体に蛍光色素を結合させ、凍結乾燥した蛍光標識抗体である。</p> <p>1 小分製品の試験</p> <p>1.1 特異性試験</p> <p>1.1.1 試験材料</p> <p>牛伝染性鼻気管炎ウイルス感染材料として牛伝染性鼻気管炎ウイルスを感染させた牛由来培養細胞、対照材料として健康牛の鼻粘膜塗抹標本、肺凍結切片標本及びウイルス非接種の牛由来培養細胞並びに牛パラインフルエンザ3型ウイルス、牛アデノウイルス（7型）、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>及び牛RSウイルス感染培養細胞を用いる。</p> <p>1.1.2・1.1.3 （略）</p> <p>1.2・1.3 （略）</p>	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;">牛伝染性鼻気管炎診断用蛍光抗体</p> <p>牛伝染性鼻気管炎ウイルス免疫抗体に蛍光色素を結合させ、凍結乾燥した蛍光標識抗体である。</p> <p>1 小分製品の試験</p> <p>1.1 特異性試験</p> <p>1.1.1 試験材料</p> <p>牛伝染性鼻気管炎ウイルス感染材料として牛伝染性鼻気管炎ウイルスを感染させた牛由来培養細胞、対照材料として健康牛の鼻粘膜塗抹標本、肺凍結切片標本及びウイルス非接種の牛由来培養細胞並びに牛パラインフルエンザ3型ウイルス、牛アデノウイルス（7型）、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>及び牛RSウイルス感染培養細胞を用いる。</p> <p>1.1.2・1.1.3 （略）</p> <p>1.2・1.3 （略）</p>